令和3年10月1日 第12332号

	11. 11			- / •																				/11		-
ĺ	0	0	0		関	0	関	0	医	0	0	0	0	0	し	0	0			0					ŀs	हो
	公共	"	落 札		の指	育成	の指	育成	師の	身 体	指定	"	指定	"		指 定	指定			建筑					ì	ij
	測量		者等		定の	医療	定	医療	指定	障害	障害		居宅			居宅	居宅			建築士法					且	ľ
	\mathcal{O}		の決		更新	及び		及び	<i>/</i> _	1 者	1 福 祉		サー			サー	サー	_		施行					ч	4
	実 施		定	公		更生		更生		· 帳 交	サー		ビス			ビス	ビス	告		細則	規		目		県	į
						医療		医療		付 の	ビス		事業			事業	事			の 一					4	
				告】		を 担		を 担		ため	事業		者 の			者 等	業 者 等	示】	(県	部 を	則		次		1	7
						当する		当す		の 診	者の		指 定			の 指	の 指		例 規	改 正					.	Ħ
						医		る 医		断を	指 定		の 取			定 の	定		集 登	改正する規					幸	又
						療 機		療 機		する			消し			取 消			載)	規則						<u> </u>
-	監	医	デ			"		"		障	"	"	"	"		"	指			建					多	
	理課	療 推	ジ タ							害 福							導 監			築指導課			担 当		司	1
		進課	ル 推							祉 課							查 室			導 課			課(<u></u>	
			進課																				(室)		X	7
																			定	0		の		0	0	
																			の 一 対7	不在土		完了	発	<i>))</i>	"	
																			部改工	者投票			許可			
																			正	票を	選		を受			
																				行う	挙 管 TH		けた			目
																				行うことができる施	理委員会】		開発			*/17
																		県		がで、	会		行為			次
																		例 規		きる			に 関			
																		集 登		設			関する工			
																		載)		の 指			事			
																				選				"	"	
																				挙 管			築 指			担 当
																				理委員会			導 課			当課(
																				員会						(室)
ĺ																										

◎岡山県規則第五十八号

建築士法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める

令和三年十月一日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

建築士法施行細則の一部を改正する規則

号の二による」及び 建築士法施行細 に改め、 同条第二項及び第三項中 「免許申請書に」 則 「様式第 「様式第一 (昭和二十六年岡山県規則第三号) 号に 号の三による」を削 を「当該申請書に」 よる免許申請書 「免許申請書」を (以 下 に 改め、 \mathcal{O} 「申請書」 「実務経歴書の」 「免許申請書」 部を次のように改 同項第四号中 に改め 「様式第 「当該書類 正

第六条第一項中 第三条中 「免許申請書」 「免許証再交付申請書」 を「申請書」 を「申請書」 「様式第二号」を に改める 記様式」 いめる。

第七条第三項中「免許取消申請書」を「申請書」に改める。

第九条を次のように改める。

第九条 削除

第十一条中「様式第二号」を「別記様式」に改める。

第二十二条中 岡 山県公報で告示すること」を「インタ ネ ツ \mathcal{O} 利用その

に改める。

ンターネットの 第二十五条の見出 利用その他の方法によ し中 「公告」を 「公示」に改 つて 公示」 に改める。 同条中 出 山 公 で公告」

第三十七条中 岡 山県公報に掲載すること」を「インター ネッ \mathcal{O} 利 用その

に改め、本則に次の一条を加える。

(その他)

第三十八条 \mathcal{O} 規則 0 施行に 関 し必要な事項は、 知事が 別に定める。

様式第一号か 5 様式第一 号の三までを削 様式第二号を別記様式とし、 様式第三号

削る

この規則は、公布の日から施行する

2

所在地

岡山県岡

山市

東区

町

六六九番地

◎岡山県告示第五百七号

本文の規定により、 介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 次のとおり指定居宅サー 第四十一条第一項本文及び第五十三条第一 ビス事業者及び指定介護予防サービス事

業者を指定した。

令和三年十月一日

事業所の名称及び所在地

岡山県知

木

隆

太

やすらぎハ

所在地 岡山県赤磐市桜が丘西二丁目一二の八

2

事業者の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社やすらぎハウス

指定年月日

令和三年十月一

介護保険事業所番号

兀

三三七二二〇一五〇三

サービスの種類

五

福祉用具貸与

特定福祉用具販売

介護予防福祉用具貸与

特定介護予防福祉用具販売

◎岡山県告示第五百八号

項 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十七条第一項及び第百十五条の 規定により、 次のとおり指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者 九第一

の指定を取り消した。

令和三年十月一日

事業所の名称及び所在地

[県知事

伊原木

隆

太

/ #

所在地

2

津山市林田一六九一

五

事業者の名称及び主たる事務所の所在地

名称

2 所在地

社会福祉法人菜花の里

津山市林田一六九五--

二 取消年月日

介護保険事業所番号

令和三年九月二十八

日

兀

三三七〇三〇〇一七四

サービスの種類

五.

訪問入浴介護

介護予防訪問入浴介護

◎岡山県告示第五百九号

項 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十七条第一項及び第百十五条の 規定により、 次のとおり指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者 九第一

指定を取り消した。

令和三年十月一日

事業所の名称及び所在地

[県知事

伊原木

隆

太

名称

アーバ訪問看護ステーショ

2 所在地

津山市津山口七五

事業者の名称及び主たる事務所の所在地

名称

所在地

社会福祉法人菜花の里

2

津山市林田一六九五--

二 取消年月日

介護保険事業所番号

和三年九月二十八

兀

三三六〇三九〇〇五二

サービスの種類

五

訪問看護

介護予防訪問看護

◎岡山県告示第五百十号

介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 第七十七条第一 項の規定により、 次のとお

指定居宅サービス事業者の指定を取り消した。

令和三年十月一日

事業所の名称及び所在地

伊

原 木

隆

太

-バデイサ ビスセンター雲母

事業者の名称及び主たる事務所の所在地 津山市津山

口七五一

2

所在地

2

社会福祉法人菜花の里

津山市林田一六九五-三

令和三年九月二十八 取消年月日

兀

介護保険事業所番号

五.

通所介護

◎岡山県告示第五百十一号

介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 第七十七条第一 項の規定により、 次のとお

指定居宅サービス事業者の指定を取り消した。

令和三年十月一日

事業所の 名称及び所在地

山県知事

木

太

-バデイサ ビスセンター鏡野

2

所在地

苫田郡鏡野町瀬戸三一六—二—二

事業者の名称及び主たる事務所の所在地

社会福祉法人菜花の里

2

津山市林田一六九五-三

取消年月日

介護保険事業所番号 令和三年十月三十一

日

兀

三三七三五〇〇二七五

五

通所介護

◎岡山県告示第五百十二号

二十三号)第二十九条第一項の規定により、 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 次の指定障害福祉サー (平成十七年法律第百 ビス事業者を指定し

7

令和三年十月一日

岡山県知事

木

太

事業所の名称及び所在地

2 所在地

キープきずなへ

ルパ

ステー

シ

総社市中央二丁目五番一一

事業者の名称及び主たる事務所の所在地

名称

NPO法人キープきずな

主たる事務所の所在地

2

総社市中央二丁目五番一一五

二 指定年月日

令和三年十月一日

事業所番号

三三一〇八〇〇五

五六

兀

サービスの種類

五

1751~ 長、 直に切り

居宅介護、重度訪問介護

◎岡山県告示第五百十三号

指定した医師

令和三年十月一日

指定医師名

滋

赤

木

腎臓

診 療

科

目

医療機関の名称

高梁中央病院

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項に規定する身体障害者手帳の交付のための診断をする医師を令和三年九月二十一日次のとおり指定した。

高梁市南町五三

所

在

地

知 事 伊 原 木 隆

岡 Щ 県

太

◎岡山県告示第五百十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五十九条第一項の規定により、育成医療及び更生医療を担当する医療機関を次の

とおり指定した。 令和三年十月一日

指定した医療機関

称

名

そよかぜ訪問看護ステーション

所 在

津山市中原三八五-一

担当する医療の種類

畄 Щ 県 知

事

伊 原 木

隆

太

訪問看護(更生医療・腎臓)

令和三年十月一日

指定年月日

岡山県公報 令和3年10月1日 第12332号

◎岡山県告示第五百十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の育成医療及び更生医療を担当する

医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

令和三年十月一日

指定を更新した医療機関

名

称

赤磐医師会病院

くすりのラブ薬局津山東店 くすりのラブ薬局二階町店

すさい薬局

所

津山市二階町三

津山市押入一一三六—一六

赤磐市周匝七二八-四

調剤 調剤 在 地

赤磐市下市一八七—一

腎臓

調剤

担当する医療の種類

岡 Щ 県 知 事

伊 原 木

隆

太

更新年月日

令和三年十月一日

令和三年十月一日

令和三年十月一日

令和三年十月一日

年政令第三百七十二号) [四〇七] 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の に基づき、 特定調達契約につき、 次のとおり落札者等を決定し 特例を定める政令 (平成七

7

令和三年十月一日

生工厂厂

山県知

伊

原

木

隆

太

調達件名及び数量

岡山県出先事務所等ネットワーク回線サービス提供業務

式

| 契約期間

令和四年一月一日から令和六年十二月三十一日まで

契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県総務部デジタル推進課

三

岡山市北区内山下二丁目四番六号

四 落札者を決定した日

令和三年九月十日

落札者の氏名及び住所

五

日本電信電話株式会社岡山支店

[山市北区中山下二丁目一番九十号

六 落札金額

月当たり五、 九七七、 六二〇円 (うち消費税額及び地方消費税の額五四三、 四二〇円)

七 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

入札公告日

八

令和三年七月三十日

年政令第三百七十二号) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 に基づき、 特定調達契約につき、 次のとおり落札者等を決定し (平成七

令和三年十月

た。

畄 伊 原 木 隆

太

の名称及び数量

山県救急医療情報システムに関する役務提供業務

式

契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

山県保健福祉部医療推進課

山市北区内山下二丁目四番六号

三 落札者を決定した日 令和三年三月二十五日

兀 落札者の氏名及び住所

株式会社エヌ・ティ テ イ •

東京都江東区豊洲三丁目三番三号

五

一六四、 1100円 (うち消費税額及び地方消費税の額一 四 九九八、 1100円

契約の相手方を決定した手続

六

総合評価一般競争入札

入札公告日

七

令和三年二月五日

の通知があった。 第十四条第一項の規定により、 [四〇九] 測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号) 第三十九条において準用する同法 岡山国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨

令和三年十月一日

原 木

太

ら同区福崎地内岡山市北区小山か	測量区域
三次元点	測
点群測	量
量 (U	0
A V V	種
Ì	類
四年一月	測
三九月十	量
日まで	期
ら 令 和	間

の通知があった。 第十四条第一項の規定により、 [四一〇] 測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法 岡山河川事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨

令和三年十月一日

原 木 太

	湯原ダム周辺地区	測量区域
値地形図作	公共測量	測量
11成)	(空中写真測量	の種
	一、 数	類
和四年	令和三	測
年二月二十	和三年九月二	量
八 日	一十 一 日 か	期
で	から令	間

第十四条第一項の規定により、 知があった。 [四一一] 測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号) 第三十九条において準用する同法 備前県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通

令和三年十月一日

岡山県知事

原 木

太

内 玉 野	測
市玉三丁	量
三丁	区
目 地	域
量公共	測
測 量	量
(街 区 多	Ø
角 点 復	種
旧 測	類
月 令和三十	測
九日まで	量
日から	期
同 年 十	間

次の者に係る都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条の規定によ

る開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和三年十月一日

岡山県知事伊

原

木

太

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市上林字宮後八九-一三、字山本二八

許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市西阿知町西原一三六六—

ージャルダンⅡ二○一

屋夏弓

一許可年月日及び許可番号

令和三年七月十三日岡山県指令建指第一三五

◎岡山県選管告示第五十九号

平成二年岡山県選管告示第八十一号 (不在者投票を行うことができる施設の指定)

部を次のように改正する。

令和三年十月一日

岡山県選挙管理委員会

委員長

表病院の項中 「総合病院玉野市立玉野市民病院」を「地方独立行政法人玉野医療セン

ター玉野市民病院」に改める。